

『守ろう！確かめよう！この最低賃金』 …奈良県の最低賃金…

平成19年度の奈良県最低賃金は、特定の産業に適用される産業別最低賃金の改正決定を行い、以下のとおりとなりました。

最低賃金は、最低賃金法に基づいて決定されたもので、常用・臨時・パート・アルバイト等を含め、すべての労働者に適用されます。使用者は、適用される最低賃金額等を周知する(最賃法第19条、同法施行規則第13条)とともに、必ずこの金額以上の賃金を支払わなければなりません(最賃法第5条)。

産業別最低賃金		
最低賃金件名	日額	時間額
奈良県最低賃金 平成19年10月25日発効	なし	667円
一般機械器具製造業 平成19年12月25日発効	なし	770円
電機関係製造業 (発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具、民生用電気機械器具、電子部品・デバイス製造業) 平成19年12月25日発効	なし	772円
自動車小売業 平成19年12月25日発効	なし	770円
木材・木製品、家具・装備品製造業 (製材熟練等) 平成元年1月25日発効	6,527円	816円

産業別最低賃金の適用については、年齢・業務により適用除外となる場合がありますので、詳しくは労働局又は監督署へお問い合わせ下さい。

☆ お問い合わせ先 ☆

- ・奈良労働局賃金室 TEL 0742-32-0206
- ・葛城労働基準監督署 TEL 0745-52-5891

お知らせ

葛城地区商工会 広域協議会 ホームページ

広域ニュース前月号までの会員紹介が載っています。

<http://www.koryonet.or.jp/koiki/index.htm>

是非ご覧下さい!



政府広報



年末年始の防犯対策

年末年始は、ボーナスや売上金を狙った強盗事件をはじめ、忘年会、新年会帰りを狙ったひったくりや性犯罪、さらには子どもを巻き込んだ犯罪や交通、雑踏事故など、さまざまな犯罪・事故が発生するおそれがあります。警察では、年末年始の犯罪・事故を未然に防止するため、金融機関や通学路のパトロールなど、警戒活動を強化するとともに、国民一人ひとりにも犯罪被害に遭わないための注意を呼びかけています。

第3回(平成19年度)「奈良県観光みやげもの大賞」

作品募集

- 【応募資格】 奈良県内で販売している土産品を開発・製造している業者及び個人
- 【募集の対象】 菓子・食品(酒類は除く)、民芸品の2部門とする。
一次審査(2/21(木))合格者は、二次審査(2/29(金))でプレゼンテーションを行う。
- 【応募締切日】 平成20年2月15日(金)
- 【応募方法】 所定の応募用紙に必要事項を記入し、作品写真を同封のうえ下記に応募する。
郵送(当日消印有効)、持参のみ受付
※応募用紙は「大和路アーカイブ(<http://yamatoji.nara-kankou.or.jp/>)」からダウンロード出来ます

募集内容等詳しくは、お近くの商工会へお問い合わせ下さい。

【応募先】 社団法人奈良県観光連盟

「第3回奈良県観光みやげもの大賞」作品募集係
〒630-8213 奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館2階
TEL 0742-23-8288 FAX 0742-23-8289